

特集

明日への一歩

長泥地区の避難指示解除

村内唯一の帰還困難区域として避難指示が継続されていた長泥地区で、5月1日、特定復興再生拠点区域と区域外に整備した「長泥曲田公園」で、避難指示が解除されました。今回の避難指示解除の概要をお知らせするとともに、ここに至る地域の歩みを振り返ります。

12年を経て迎えた解除
共にふるさととの再生へ

長泥地区の特定復興再生拠点区域及び区域外に整備した『長泥曲田公園』で、5月1日、避難指示が解除されました。同日午前10時、地区の入口に設けられていた6か所のバリケードが順次開放され、続いて『長泥コミュニティーセンター』で竣工式が行われました。

平成29年に19行政区の避難指示が解除されて6年。東日本大震災の発災からおよそ12年が経過しています。避難が続く中、長泥地区の皆さんは、コミュニティの維持に努め、ふるさととの将来を思索してきました。

杉岡村長は「解除によりようやくスタートラインを迎えました。自分達の手でふるさとを再生していこうという長泥の皆さんの気持ちに寄り添えるよう施策を考えていきます」と話しています。

通行が可能に

国道399号線、県道原町二本松線、各村道(地図に赤色で示されている主要道路)は一般の通行が可能になっています。

新施設を開所

地域の交流拠点として、『長泥コミュニティーセンター』及び周辺敷地を再整備しました。

区域外の挑戦

拠点区域外に公園を整備した他、産業創出につながる企業誘致を行い、付加価値のある土地の活用を目指していきます。



※国道399号線は、浪江町の区間も含め全線で通行ができるようになりました。

避難指示解除となるのは拠点区域が約186ha、公園が約0.64ha。長泥地区約1,080haに対して拠点区域は17.2%、区域外の公園用地は0.06%にあたります。長泥行政区の住民登録は4月1日時点で72世帯226人です。区域外の避難指示解除は、住民の帰還や居住を想定しない形で土地を活用することを条件に、追加被ばく線量が年間20mSv以下であることが確実である場合のみ特例的に認められます。区域外の避難指示が解除されたのは今回が初めてです。

長泥コミュニティーセンター



今回の解除についてお聞きしました

4月19日、建て替えられた『長泥コミュニティーセンター』の施設設備の説明を受けるために現地を訪れた長泥行政区役員の皆さん。左から高橋正弘副区長、鳴原新一区長、会計を務める高野和幸さん。5月1日に竣工式を行った同センターでは、後日改めて行政区の皆さんが集う交流会が開かれます。

長泥行政区 高橋正弘副区長

解除については、素直によかったなあと感じています。マイナスからのスタートとなりますから、どうやって活性化させていくかです。農地の工事が続いて、営農再開も先になりますから、解除と同時にはできなかったことは残念ですが、一つひとつ進んでいくしかないと思っています。これからです。

長泥行政区 鳴原新一区長

避難指示の解除も、コミュニティーセンターのオープンも、行政区にとってよいことです。一方、拠点区域外に今回の解除に入らない家が残っているので、その解除については行政区として引き続き国に要望していきます。行政区の皆で一緒によい方向へ進んでいけることを願っています。